

別添資料

令和 6 事務年度 熊谷署職員名簿

令和 6 年 7 月 10 日現在

署 長	1	個人第一	8	法人第一	9
窪 田 剛		◎ 橋 本 恭 一	申告所得税・消費税 (個人事業者) 事務	◎ 山 本 毅	法人税 消費税(法人) 源泉所得税 間接諸税(印紙税 揮発油税等) 事務
		○ 佐 藤 和 壽		○ 山 村 弘 毅	
		中 原 勉		大 野 博 史	
副 署 長	2	曾 根 原 康		竹 澤 信 也	
津 久 井 哲 也		上 出 え り		横 田 政 彦	
原 田 直 之		山 崎 泰 幸	米 山 諒 子		
		椎 名 あ か ね	内 山 光 広		
		田 邊 欽 騎	宮 本 豊		
総 務 課	5			山 之 内 夏 帆	
◎ 百 瀬 広 行	総務事務全般	個人第二	7	法人第二	7
○ 津 曲 和 也		◎ 坂 口 和 宏	調査指導等	◎ 矢 尻 友 美	調査指導等
佐 藤 賢 人		増 田 裕 允		水 野 雅 之	
眞 野 未 来		柳 壮 登		吉 田 彩 雅	
木 本 卓 磨		成 川 遥		亀 崎 涉 吾	
	永 井 稔 実	若 林 圭 伍			
	植 田 紗 叶	篠 塚 陽 菜			
管理運営第一	7	富 澤 和 真		瀬 下 愛 菜	
◎ 新 井 洋 樹	内部事務	個人第三	7	法人第三	6
○ 内 山 勇 人		◎ 山 田 誠	調査指導等	◎ 佐 藤 智 之	調査指導等
高 橋 明 博		坂 本 利 彦		三 ツ 井 悠 司	
中 原 慎 一		武 中 沙 樹		國 木 宏 明	
増 田 明 子		田 沼 拓 海		比 嘉 元 成	
飯 野 さ や か	熊 谷 孝 太	芹 澤 亮 樹			
大 森 紀 子	西 澤 太 誠	横 山 達 也			
		野 村 青 空			
管理運営第二	7	審理専門官	1	法人第四	7
◎ 藤 田 真 由 実	内部事務	◎ 須 藤 陽 子	審理(所得税等) 事務	◎ 大 竹 明	調査指導等
畑 中 智				福 島 進	
倉 上 真 美		資産	8	原 満 里 子	
内 藤 真 吾		◎ 竹 村 浩 二	相続税・贈与税 申告所得税 (譲渡所得) 事務	石 田 直 人	
根 岸 幸 次		青 山 恵 巳		吉 原 巧 海	
平 野 晶 久	榎 広 暁	栗 野 信 太 郎			
原 田 梓	御 木 雅 司	水 道 太 基			
	内 海 萌 子				
	山 田 朋 代		酒類指導官	11	
徴収特官	2	土 江 拓 実		◎ 宮 下 武 士	酒税・免許事務
◎ 坂 原 正 則	滞納処分等	武 田 萌		○ 橋 本 智 弘	
柳 敬 一				木 村 史 郎	
				酒 井 啓 介	
				光 井 裕 之	
徴収	5	法人特官	6	横 坂 健 一	
◎ 十 念 和 樹	滞納処分等	◎ 磯 貝 一 彦	調査指導等	鯨 井 陽 子	
黒 澤 義 一		◎ 多 胡 照 芳		成 田 真 人	
松 澤 優 希		◎ 黒 澤 貴 矢		山 口 統	
木 村 蓮		鈴 木 孝		高 橋 慶 祐	
佐 藤 聖 也		中 村 友 洋		大 塚 光	
		藤 原 由 宇			
個人特官	3			(調査検査担当)	4
◎ 関 根 弘	調査指導等			◎ 深 沢 誠	調査指導等
◎ 金 子 正 巳				長 谷 川 顕 司	
山 崎 大 地				戸 塚 孝 典	
				神 田 光	
				酒 類 業 調 整 官	2
				◎ 藤 崎 貴 彦	酒類行政事務
				小 野 貴 央	

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官 ○…課長補佐・連絡調整官・総括上席

令和6事務年度における広域運営等対象署一覧表【茨城県】（税理士周知用）

	総合		人							資 産					法 人										酒	徴 収									
	特別 国 税 調 査 官	開 発 調 査 官	特 別 調 査 担 当 者	機 動 官	調 査 企 画 担 当 者	国 際 税 務 専 門 官	情 報 技 術 専 門 官	審 理 専 門 官	一 般 調 査 担 当	特 別 国 税 調 査 官	特 別 調 査 班	国 際 税 務 専 門 官	審 理 専 門 官 <small>不服</small>	一 般 調 査 担 当	特 別 国 税 調 査 官 <small>法人</small>	特 別 国 税 調 査 官 <small>源泉</small>	特 別 調 査 班 <small>官</small>	機 動 官	消 費 税 専 門 官	消 費 税 専 門 担 当 者	国 際 税 務 専 門 官 <small>法人</small>	国 際 税 務 専 門 官 <small>源泉</small>	情 報 技 術 専 門 官	特 別 調 査 情 報 官		源 泉 広 域 調 査 担 当	間 接 諸 税 調 査 ・ 審 理 担 当 者	審 理 専 門 官 <small>不服</small>	調 査 支 援 担 当	一 般 ・ 源 泉 調 査 担 当	酒 類 指 導 官	特 別 国 税 徴 収 官 <small>特整</small>	特 別 国 税 徴 収 官	審 理 専 門 官	一 般 徴 収 担 当
水戸	●	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	大宮	●	●	●	◎	浦和			大宮	大宮	●	大宮		●	●			●	●	●	●			
日立	水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	大宮	水戸			浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	(水戸)			水戸	水戸	水戸	水戸			
土浦	水戸	水戸	●	○	●		水戸	水戸	●		水戸	●	大宮				浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	●		●	水戸	○	水戸				
古河	水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	大宮	水戸			浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	(水戸)			土浦	水戸	下館	水戸			
下館	水戸	水戸	水戸	○		水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	大宮	水戸			浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	(水戸)			土浦	水戸	●	水戸			
竜ヶ崎	水戸	水戸	土浦	○		水戸	水戸	土浦	土浦		水戸	土浦	大宮	水戸			浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	(土浦)			土浦	水戸	●	水戸			
太田	水戸	水戸	水戸	○		水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	大宮	水戸			浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	(水戸)			水戸	水戸	水戸	水戸			
潮来	水戸	水戸	土浦	○		水戸	水戸	土浦	土浦		水戸	土浦	大宮	水戸			浦和			大宮	大宮	水戸	大宮		水戸	(土浦)			水戸	水戸	竜ヶ崎	水戸			

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。

2 機動官は県下全域を広域運営する。

3 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。

4 水戸署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に関して、県下全域を広域運営する。

令和6事務年度における広域運営等対象署一覧表【栃木県】（税理士周知用）

総合 特別 国税 調査 官	開発 特別 国税 調査 官	個人								資産					法人										酒 類 指 導 官	徴収											
		特 別 調 査 担 当 者	機 動 官	調 査 企 画 担 当 者	国 際 税 務 専 門 官	情 報 技 術 専 門 官	審 理 専 門 官	一 般 調 査 担 当	特 別 国 税 調 査 官	特 別 調 査 官	国 際 税 務 専 門 官	審 理 専 門 官	一 般 調 査 担 当	特 別 国 税 調 査 官	特 別 調 査 官	特 別 調 査 班	機 動 官	消 費 税 専 門 官	消 費 税 専 門 担 当 者	国 際 税 務 専 門 官	国 際 税 務 専 門 官	情 報 技 術 専 門 官	特 別 調 査 情 報 官	源 泉 広 域 調 査 担 当		間 接 諸 税 調 査・ 審 理 担 当 者	審 理 専 門 官	調 査 支 援 担 当	一 般 ・ 源 泉 調 査 担 当	酒 類 指 導 官	特 別 国 税 徴 収 官	特 別 国 税 徴 収 官	審 理 専 門 官	一 般 徴 収 担 当			
宇都宮	●	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	大宮	●	鹿沼 真岡 氏家	●	●	●	◎	浦和	大宮	大宮	●	大宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
足利	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木		宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	栃木	大宮	宇都宮	栃木	宇都宮	栃木		浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	栃木							宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮		
栃木	宇都宮	宇都宮	●	●		宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	●	大宮	○	●	●	宇都宮	●	●	浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	●							宇都宮	宇都宮	●	宇都宮	●
佐野	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木		宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	栃木	大宮	宇都宮	栃木	栃木	宇都宮	栃木		浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	栃木							宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮	栃木
鹿沼	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	(宇都宮)							宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	
真岡	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	宇都宮							宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
大田原	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	(宇都宮)							宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	
氏家	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	浦和	大宮	大宮	宇都宮	大宮		宇都宮	宇都宮							宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮

- (注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。
- 2 機動官は県下全域を広域運営する。
- 3 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。
- 4 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

令和6事務年度における広域運営等対象署一覧表【群馬県】（税理士周知用）

	総合		個人							資産					法人											酒	徴収									
	特別国 税調 査官	特別国 税調 査官	特別国 税調 査官	特別国 税調 査官	機 動 官	調 査 企 画 担 当 者	国 際 税 務 専 門 官	情 報 技 術 専 門 官	審 理 専 門 官	一 般 調 査 担 当	特 別 国 税 調 査 官	特 別 国 税 調 査 官	国 際 税 務 専 門 官	審 理 専 門 官	一 般 調 査 担 当	特 別 国 税 調 査 官	特 別 国 税 調 査 官	特 別 国 税 調 査 官	機 動 官	消 費 税 専 門 官	消 費 税 専 門 官	国 際 税 務 専 門 官	国 際 税 務 専 門 官	情 報 技 術 専 門 官	特 別 調 査 情 報 官	源 泉 広 域 調 査 担 当	間 接 諸 税 調 査・ 審 理 担 当 者	審 理 専 門 官	調 査 支 援 担 当	一 般 ・ 源 泉 調 査 担 当	酒 類 指 導 官	特 別 国 税 徴 収 官	特 別 国 税 徴 収 官	審 理 専 門 官	一 般 徴 収 担 当	
前橋	●	●	●	●	◎	●	●	●	●	/	●	●	大宮	●	●	●	◎	浦和	/	大宮	大宮	●	大宮	●	●	●	/	●	●	●	/	●	●	●	高崎	●
高崎	前橋	前橋	●	●	●	●	前橋	前橋	○	/	前橋	●	大宮	/	●	(注3)	前橋	●	●	浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	●	/	/	前橋	前橋	●	●	●	
桐生	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	大宮	前橋	伊勢崎	館林	前橋	館林		浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	(前橋)	/	/	前橋	前橋	館林	高崎	/	
伊勢崎	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	大宮	前橋	桐生	前橋	前橋	前橋		浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	(前橋)	/	/	前橋	前橋	前橋	高崎	/	
沼田	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋		浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	前橋	高崎	前橋	
館林	前橋	前橋	前橋	○	●	/	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	大宮	前橋	/	●	前橋	●	●	浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	(前橋)	/	/	前橋	前橋	●	高崎	/	
藤岡	前橋	前橋	高崎	高崎		高崎	前橋	前橋	前橋	/	前橋	高崎	大宮	前橋	高崎	高崎	前橋	高崎		浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	高崎	/	/	前橋	前橋	高崎	高崎	高崎	
富岡	前橋	前橋	高崎	高崎		高崎	前橋	前橋	前橋	/	前橋	高崎	大宮	前橋	高崎	高崎	前橋	高崎		浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	高崎	/	/	前橋	前橋	高崎	高崎	高崎	
中之条	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋		浦和	/	大宮	大宮	前橋	大宮	/	前橋	前橋	前橋	/	前橋	前橋	前橋	高崎	前橋	

- (注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。
- 2 機動官は県下全域を広域運営する。
- 3 高崎署法人特官のうち、広域事務処理担当は栃木県下全域、群馬県下全域、新潟県下全域及び長野県下全域を広域運営する。
- 4 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。
- 5 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

令和6事務年度における広域運営等対象署一覧表【埼玉県】（税理士周知用）

総合	開発	個人								資産					法人										酒類	徴収												
		特別国	特別国	特別国	機	調	国	情	審	一	特別国	特別国	国	審	一	特別国	特別国	特別	機	消	消	国	国	情		特別	源泉	間	審	調	一	酒	特別	特別	審	一		
税調	税調	税調	調	機	調	税	報	理	般	税調	税調	税	理	般	税調	税調	調	機	費	費	税	税	報	調	泉	接	理	支	般	類	別	別	理	般				
官	官	官	担	動	企	務	技	専	調	官	官	専	門	調	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	指	国	国	門	徴				
官	官	官	者	官	担	専	術	門	担	官	官	官	官	担	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	導	税	税	官	収					
川越	浦和	大宮	●	●	●	●	大宮	浦和	●	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	●	●	●	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
熊谷	浦和	大宮	●	●	●	●	大宮	浦和	●	●	●	大宮	●	●	●	●	浦和	●	●	●	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
川口	浦和	浦和	●	○	●	○	大宮	浦和	●	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	●	●	●	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
西川口	浦和	浦和	川口	○	●	○	大宮	浦和	川口	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	●	●	●	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
浦和	●	●	○	○	○	○	大宮	●	○	○	○	大宮	●	●	●	●	浦和	●	●	●	大宮	大宮	●	大宮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
大宮	浦和	●	●	○	◎	○	●	浦和	●	●	○	●	●	●	●	●	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	浦和	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
行田	浦和	大宮	熊谷	熊谷	●	○	大宮	浦和	熊谷	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
秩父	浦和	大宮	熊谷	熊谷	●	○	大宮	浦和	熊谷	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
所沢	浦和	浦和	○	○	●	○	大宮	浦和	○	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
本庄	浦和	大宮	熊谷	熊谷	●	○	大宮	浦和	熊谷	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東松山	浦和	大宮	川越	川越	●	○	大宮	浦和	川越	●	○	大宮	●	●	●	●	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
春日部	浦和	大宮	○	○	●	○	大宮	浦和	○	●	○	大宮	○	○	○	○	浦和	○	●	浦和	●	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
上尾	浦和	大宮	大宮	○	○	○	大宮	浦和	大宮	●	○	大宮	○	○	○	○	浦和	大宮	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
越谷	浦和	大宮	○	○	●	○	大宮	浦和	○	○	○	大宮	○	○	○	○	浦和	○	●	浦和	●	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
朝霞	浦和	浦和	○	○	○	○	大宮	浦和	川越	○	○	大宮	○	○	○	○	浦和	川越	浦和	注5	大宮	大宮	浦和	大宮	浦和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

- (注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。
- 2 機動官は県下全域を広域運営する。ただし、浦和署及び大宮署の開発特官付として併任する機動官は、開発特官の広域運営とする。
- 3 浦和署の法人特官のうち、消費税担当（3名）は全管を広域運営する。
- 4 春日部署の法人特官のうち、広域事務処理担当は、茨城県下全域及び埼玉県下全域を広域運営する。
- 5 川越、川口、西川口、浦和、大宮、春日部及び越谷署に配置された消費税専任者は、埼玉県下全域を広域運営する。
- 6 法人審理専門官（不服）の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が担当する。
- 7 熊谷署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に関して、県下全域を広域運営する。
- 8 浦和署の個人特官のうち2名は、消費税担当として全管を広域運営する。

[サイトマップ](#)[よくあるご質問](#)[お問い合わせ](#)

文字サイズ

標準

大

[ログイン](#)[個人の方](#)[法人の方](#)[電子納税](#)[お知らせ](#)[利用可能時間](#)[各ソフト・コーナー](#)[ホーム](#) > [お知らせ一覧](#) > [ダイレクト納付がさらに便利になります（自動ダイレクト機能ほか）](#)[本文へ](#)

お知らせ

掲載日：令和6年3月25日

ダイレクト納付がさらに便利になります（自動ダイレクト機能ほか）

ダイレクト納付や電子納税に以下の機能を追加しました。

自動ダイレクト機能 (令和6年4月1日利用開始)	e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日（※）に自動的に口座引落しにより納付ができるようになりました。 ※：法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日 詳しくは、 国税庁ホームページ「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)の手続」 をご確認ください。
ダイレクト納付（グループ通算用）のCSVアップロード機能 (令和6年3月25日利用開始)	ダイレクト納付（グループ通算用）を利用する際に、通算法人の納付情報を、CSVファイルで一括アップロードできるようになりました。 詳しくは、 操作マニュアル  をご確認ください。
受信通知（申告のお知らせ）の納付情報登録依頼参照作成機能 (令和6年3月25日利用開始)	中間申告等の受信通知（申告のお知らせ）の「参照作成」ボタンを押すことで、納付情報登録依頼を自動的に作成できるようになりました。 対象手続：法人税（予定申告）、法人消費税（中間申告）



税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。

法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
 - 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
- ※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

取受印		令和 年 月 日	
届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地</small>	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 名称(屋号)		
	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		印
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所		(電話番号 - -)
税務署長殿			

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の直前の 課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
④	③の課税期間 における 確定消費税額	円
⑤	月数按分 (④ × 6 / ③の月数)	円
参考事項		税理士 署名 押印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門 番号	番号 確認	通信日付印 年 月 日	確認 印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
					年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
 (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

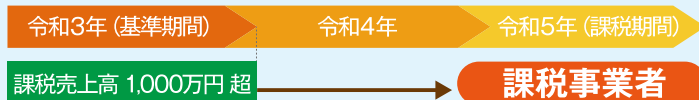
計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、**インボイス発行事業者の登録を受けた方は、**
基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

計画的な納税資金の積立てには『**予納ダイレクト**』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、
安心! 確実!



定期的に
均等額を予納すると...



申告納税額

納期限



最後の納付が
少なくて済んだわ!

差額も
ダイレクト納付!

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の
目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
1,000万円	84万円	10万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

*上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

インボイス発行事業者の方!

Q 『2割特例』ご存じですか?

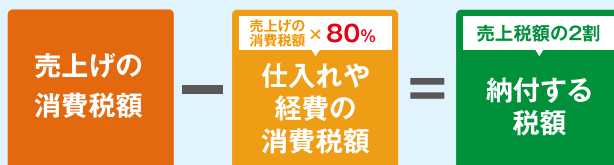
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、
国税庁
ホームページへ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、
国税庁ホームページへ



納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
 - ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
 - ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
 - ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
 - ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
 - ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（3. ②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。
- (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）	住所（所在）					
課税期間	年 月 日～	年 月 日	税 目	税	税額	円
1	期限内に納付可能な金額			円（納付予定日	年 月 日）	
2	残額についての納付計画			円（納付予定日	年 月 日）	
				円（納付予定日	年 月 日）	

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求め場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。



予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

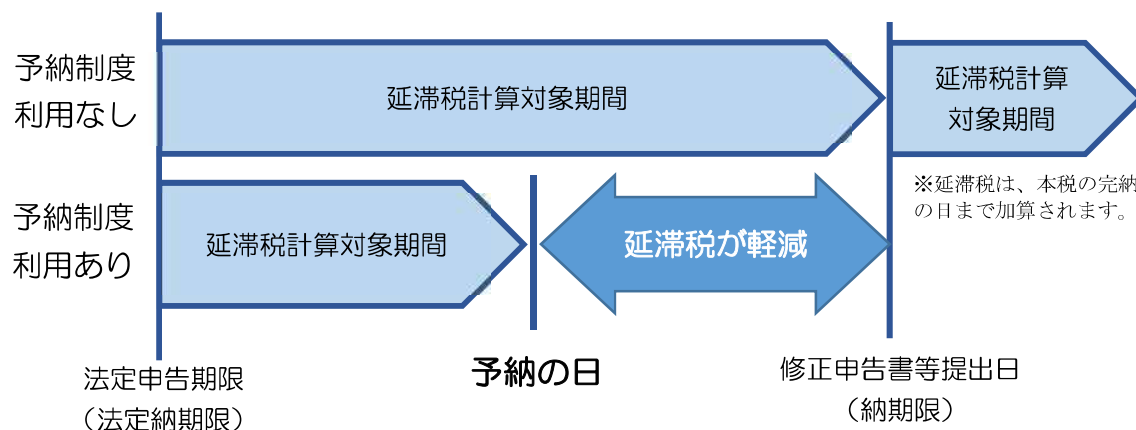
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
			円	
予 納 す る 理 由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。
- 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます (充当した後の残額については還付されません)。

※税務署整理欄

担 当 部 門

整 理 番 号

《記載例》

国税の予納申出書

令和 年 月 日



所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

住所 (又は居所)、電話番号、氏名 (又は法人名) を書いてください。

T市〇〇町〇—〇
 電話番号
 ××× (△△△) 〇〇〇〇
 氏名又は法人名
 国税 太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
消費税及び地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇予定	円 1,234,500	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予納する国税の税目、年分、申告区分、納期限及び税額を書いてください。 </div>				
予納する理由	(令和 〇年 〇月 〇日申告書等提出予定) (例) 修正申告をするまでに期間を要するため。税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予納する理由を書いてください。 </div>				

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます (充当した後の残額については還付されません)。

※税務署整理欄	担 当 部 門							
	整 理 番 号							

日中は忙しい
あなたへ！

国税の納付には

ダイレクト納付

がおすすめです！

ついつい納期限
を忘れがち…

税務署や銀行の
窓口に行く時間
がない…

現金を用意するのが
面倒…



ダイレクト納付
って、何？

e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に納付できる便利な納付手続です。

メリットは？

- 自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能
- 事前に引き落とし日の指定が可能(即日も可)

(注) 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく
必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)



ダイレクト納付による納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

税目や納税額等
を入力！



STEP3

引き落とし日を
指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >>

ダイレクト納付

検索



計画的な納税を
検討されている方
は、裏面へ！

1年前から毎月納付するなど、
計画的に納付できる制度も！

それは

予納ダイレクト

予納ダイレクト
って、何？

将来に納付が見込まれる国税を、
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に、予(あらかじめ)め納付できる手続です。

メリットは？

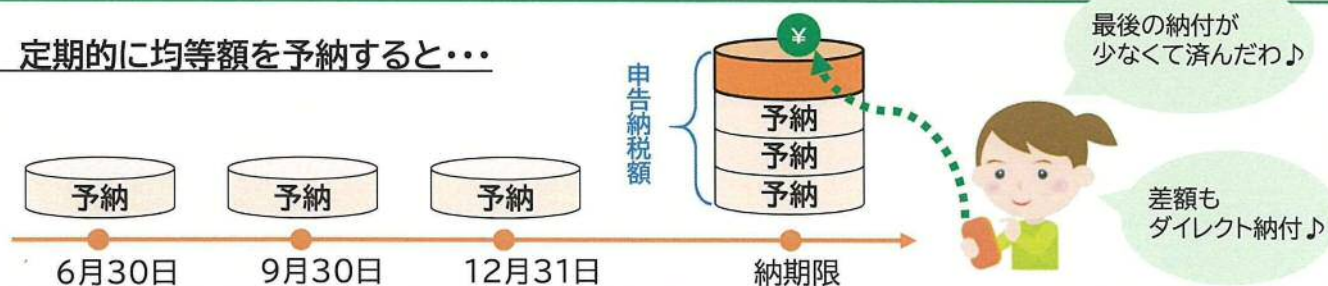
- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

予納できる
期間は？

例えば、令和5年分の確定申告分については、
⇒ 令和5年1月1日～12月31日となり、期間内において、
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >>

予納ダイレクト

検索

